

大伴家持内舎人任官年時考

小野寛

大伴家持は天平十年から同十六年まで「内舎人」であった。それは『万葉集』によつてのみ知ることができる。その事実の記載は次の六例である。

天平十年十月

卷八、一五九一の左注に

右一首内舎人大伴宿祢家持

以前冬十月十七日集_二於右大臣橘卿之旧宅_一宴飲也

天平十二年十月

卷六、一〇二九の題詞に

十二年庚辰冬十月、依_二大宰少貳藤原朝臣広嗣謀反_一發_二軍幸_二于

伊勢国_一之時、河口行宮、内舎人大伴宿祢家持作歌一首

天平十三年四月

卷十七、三九一一〜三九一三の左注に

右、四月三日、内舎人大伴宿祢家持、從_二久邇京_一報_二送弟書持_一

天平十五年八月

卷六、一〇三七の題詞に

十五年癸未秋八月十六日、内舎人大伴宿祢家持讚_二久邇京_一作歌

一首

同年 暮頃

卷六、一〇四〇の題詞に

安積親王宴_二左少弁藤原八束朝臣家_一之日、内舎人大伴宿祢家持

作歌一首

天平十六年二月

卷三、四七五〜四八〇の題詞に

十六年甲申春二月、安積皇子薨之時、内舎人大伴宿祢家持作歌

六首

『続日本紀』に大伴家持の名が始めて見えるのは天平十七年正月七日で、この日、正六位上大伴宿祢家持を從五位下に叙した。内舎人の相当位は六位までと確認されているから、『万葉集』での内舎人記載が天平十六年二月（一）三

月)で途絶えていることと合せて、家持の内舎人は天平十六年までであったと考えられる。

内舎人は『続日本紀』大宝元年六月二日の条に、

始補_二内舎人九十人、於_二太政官_一列見。

とあるのが始めて、『養老令』の職員令によると中務省に属し、

内舎人九十人、常_二帶刀宿衛、供_二奉雜使、若_二駕行分衛前後_一。

とある。天皇側近に侍従し、常に帶刀して宿直、警備その他の雜事に従うものであった。その任官に関しては『養老令』の軍防令に、

凡五位以上子孫、年廿一以上、見無_レ役仕_レ者、毎年京国官司、勘檢知_レ実。限_二十二月一日、并身、送_二式部。申_二太政官、檢_二苗性識聰敏、儀容可_レ取、充_二内舎人_一。三位以上子、不在_二簡限_一。以外式部隨_レ状充_二大舎人及東宮舎人_一。

とある。

家持の父大伴旅人は薨時、大納言從二位であった。祖父大伴安麻呂も大納言で薨じ、從二位を追贈されている。右に「三位以上子、不在_二簡限_一。」とあるによれば、家持は資格審査免除で内舎人に任ぜられたはずである。

天平十年を家持の内舎人の初年とすれば、家持は天平九年(七三七)十二月一日に内舎人の候補に選ばれたことになり、右の規定によればその時二十一歳以上であったことになる。これによって家持の生年を逆算すれば、養老元年(七一七)かそれ以前ということになる。

『続日本紀』によれば家持は延暦四年(七八五)八月二十八日に没した。そこには彼の略伝が記され、死後、藤原種継暗殺事件に関係のあったことが発覚して除名されたことが記されているが、その享年は記されていない。

家持の生年及び年齢の記載は『公卿補任』に、宝龜十一年(七八〇)始めて參議の列に加わった家持の名の左に大納言從二位旅人(又名多比等)之子。天平元年己巳生。

とある。これによれば天平九年は九歳であり、没年延暦四年は五十七歳であったことになる。また同じく宝龜十二年(天應元年)の条には、家持の名の下に「六十四」とあり、これはその年の年齢を示している。これによれば養老二年(七一八)生れとなり、天平九年は二十歳で、没年には六十八歳であったことになる。

また、『統群書類従』所収の『大伴系図』に家持の享年を「六十八才」と記し、『伴氏系図』の一には「五十七」とあり、『伴氏系図』の二には「天平元己巳年生」とあって、「五十七才」と記してある。古く、延暦四年六十八歳一養老二年誕生説と、天平元年誕生説の両説が行われていたのである。

しかし『万葉集』巻四、五六七の左注に

以前、天平二年庚午夏六月、帥大伴卿、忽生瘡脚、疾苦枕席。因此馳_レ駅上奏、望請、庶弟稻公・姪胡麻呂、欲_レ語遺言_レ者、勅_レ右兵庫助大伴宿祢稻公、治部少丞大伴宿祢胡麻呂兩人、給_レ駅發遣、令_レ省_レ卿病。而連_レ數旬、幸得_レ平復。于_レ時稻公等、以_レ病既瘳、發_レ府上_レ京。於_レ是大監大伴宿祢百代、少典山口忌寸若麻呂、及卿男家持等、相_レ送_レ駅使、共_レ到_レ夷守_レ駅家、聊_レ飲_レ悲_レ別、乃_レ作_レ此_レ歌_一。

とある。大宰府の官人たちと共に大宰帥大伴旅人の「男」家持も大伴稻公・胡麻呂を見送り、あるいは聊か飲んで別れを惜しんだ。家持天平元年生れなら、この時満一歳ばかりのみどり子であったことになる。

また、天平五年には家持は次の歌を詠んでいる。

振り放けて三日月見れば一目見し人の眉引思ほゆるかも（巻六、九九四）

家持天平元年生れなら、この年五歳の幼児であった。更に九歳で内舍人、十七歳で従五位下昇叙などもあり得ず、天平元年誕生説は成立しない。

一方養老二年誕生説では、天平九年内舍人候補の年二十歳となり、二十一歳以上とする令の規定に合わないのである。

養老二年誕生説をとるならば、天平十年に家持は内舍人であったとする『万葉集』巻八、一五九一の左注を疑わざるを得ず、これを信ずるならば、養老二年誕生説をなきものとして、先述の如く養老元年かそれ以前の誕生としなければならぬ。諸説は大別すればそのいずれかであった。

二

家持の内舍人任官年時または生年について、早く小泉冬三氏『評釈大伴家持全集』（大正十五年五月）は「家持の生れたのは

元正帝の養老二年の年と推定される」といい、「天平十年には彼は二十一歳の青年となつた。(中略)彼はこの年内舎人に任ぜられて聖武帝の傍に出仕することになつた」と述べている。佐佐木信綱氏『大伴旅人・大伴家持』(『歴史教養』昭和十三年五月)も「家持は大伴旅人の長男として、元正天皇の養老二年に生れた」といい、「天平十年、二十一歳で内舎人に任ぜられて、朝廷に出仕することになつた」と述べている。歴史学者川崎庸之氏も「大伴家持」(『歴史研究』昭和十七年正月)に「家持は養老二年に生れたものとするよりほかはないと思う」といい、「家持の公人としての生涯は、天平十年(二十一才)に彼が内舎人に補せられたときからはじまると見ていい」と述べている。

養老二年誕生説と天平十年内舎人任官との矛盾に気付いていないこの頃に、藤田寛海氏が「大伴家持内舎人任官年代試攷」(『國語と國文学』昭和十五年三月)を発表されたのは画期的なことであつた。藤田説は昭和四十三年に新しい論文があるので、それに依りたいと思う。

尾山篤二郎氏『大伴家持の研究』(昭和二十三年上巻、昭和三十一年含巻一冊)は、家持の天平十年内舎人を認め、「故に天平十年十月家持が内舎人であつたとすれば、尠くとも其の前年十二月からとしなければならぬから、家持其の時二十二歳(前々年任官なれば二十三歳)であつたと推定を下し得るのである。従つて家持の生れたのは、元正天皇の養老元年或は靈龜二年になり、死んだのは六十九歳或は七十歳でなければならぬといふ結論に到達する」と述べ、同書の巻末の家持年譜には「家持生誕を元正天皇靈龜二年と觀じ記せり」と記している。

久松潜一博士「大伴家持」(『日本歌人講座』第一巻「上古の歌人」所收、昭和四十三年十月)は本筋は尾山説に従い、「私は延暦四年を六十九歳とし、生まれたのは養老元年としたい」と述べている。

森脇一夫博士「大伴家持」(『和歌文学講座』第五卷「万葉の歌人」所收、昭和四十四年四月)も養老元年生れ、死んだのは六十九歳とする推定にいまは従つておくという。

藤田寛海氏「大伴家持」(『講座日本文学』上代編Ⅱ「新收、昭和四十三年十一月」)はまず内舎人の任期を考えた。選叙令によると凡初位以上長上官選代、皆以三六考^ノ為^レ限。

とあり、内舎人も長上官扱いであるから六考制であつた。しかし、この六考制は慶雲三年(七〇六)の格で四考に改められたので、天平年間には内舎人の任期は四年であつた。当時の在任功過の考定における一年とは、八月一日から

翌年の七月末日までを言うのであるから、家持が天平十七年正月に従五位下に昇叙されたということは、天平十六年（七四四）七月末日までに内舍人として満四年を経過したということである。これによって逆算すると、家持の内舍人十二月一日に内舍人の候補となり、正式の任官は十二年の初頭であったと思われる。『万葉集』巻八の天平十年内舍人の記載については、冬十月の集宴歌であるのに秋雑歌の部に収録されているのは、その集宴歌十一首がいずれも「黄葉」を歌ったものであるから、歌われた「季の景物」に拠って秋雑歌の部に収録されたものと思われ、従って歌作の年時を重視しての収録とは認めがたい。更に、この十一首の歌群は最後に家持の歌があつて彼の手控からの所出と思われることから、またその左注「以前冬十月云々」の記事も既にその手控にあつたものと考えられる。従って、巻八現在の作品配列から直ちに「以前冬十月」を天平十年十月とすることはできないだろう。この左注が天平十年を意味しないとすると、天平十二年内舍人任官の私考に抵触するものではない。藤田氏はこのように述べている。藤田氏は養老二年家持誕生説をとっているから、天平十一年十二月一日家持が内舍人の候補に定められたのは十二歳の時だったということになる。

次に林田正男氏「大伴家持管見―内舍人任官をめぐって―」（『国文学』昭和四十五年三月）は二十一歳以前に内舍人または何等かの方法で出身する事は出来なかつたかを考察した。藤原豊成が養老七年に十九歳もしくは二十歳で内舍人兼兵部大丞であつたこと、やや後に藤原緒嗣が延暦七年十五歳で内舍人となつたことが知られる。しかし、これらは藤原氏の子孫という上級貴族官人で、特授や別勅処分によるものであろうから、野村忠夫氏の『律令官人制の研究』に示されているように、多くの上級貴族の子孫は「自進仕人」として出身したと見るのが一番妥当であろう。また、天平十年内舍人であることを証する左注をもつ『万葉集』巻八の例の集宴歌群の最初に「橘朝臣奈良麿結集宴歌十一首」「右二首、橘朝臣奈良麿」（傍点は論者林田氏）とある。この時橘氏は宿祿であつた。天平勝宝二年正月に朝臣を賜つており、ここは後の姓で記している。「内舍人」も同じ理由から後の官職名を付記したのであろう。林田氏はこのように述べて、結論として藤田氏の天平十二年任内舍人説に従い、誕生は養老二年説に従つて、次のようにまとめている。

天平十年八月以前 自進仕人（十九歳）

天平十二年八月 任内舎人 (二十一歳)

天平十六年 内舎人満考 (二十五歳)

天平十七年正月 正六位上より従五位下 (二十六歳)

天平十八年三月 散位より宮内少輔 (二十七歳)

山本健吉氏『大伴家持』(昭和四十四年七月)は林田説を更に進めて、自進仕人として出身したとすれば内舎人に準ずる者、内舎人と同じ役任に就く者として、内舎人の肩書を記することも考えられようという。そして林田氏の年齢算定の誤りを指摘し、「天平十二年に二十一歳たるためには、養老四年の生れでなければならぬ。彼が何年か、自進仕人の時期を持ったとすれば、二十三歳まで内舎人に任ぜられなかったとは考えられない。だから私は養老四年(七二〇)誕生としたい」と述べている。

川口常孝氏「家持生年考」(『語文』第三十九輯、昭和四十九年三月)は藤田説の慶雲三年格の四考制の問題に疑問を持ち、この格を内容的に改行した延暦十四年十月八日の格に、

今_レ按_レ彼格意。准_レ拋四位五位之孫立_レ例。(中略)而省所_レ行。三位以上子孫。及四位五位子出身之後。待_レ足_レ六考_一。乃預_レ選例。既乖_レ令条。不易_レ因循。但施行曆_レ代。不_レ得_レ輒改。謹請_レ官裁。

とあって、依然として六考制の行なわれていたことを示し、家持が六年間を内舎人に任じたとしても不自然ではないとし、「旧制適用の立場からすれば、天平十七年正月に従五位下たるためには、天平十六年(七四四)七月末日までに満六年を経過したとせねばならない。これによって逆算すると、何のことはない、ぴたりと天平十年橘家宴席歌の年となるのである。前年十二月に『檢簡』され、『式部詮擬申官、而乃補任』の手續を径て、十年八月一日に正式の発令を見たのであろう」と述べている。氏は『万葉集』巻八の「以前冬十月十七日」の左注の配列を信ずべきだとして、これを天平十年以外のいずれの年でもないという。そして、軍防令に「年廿一以上」とあるが三位以上の家の子は資格年齢の二十一歳に達してさえいけば候補にあげられたと考えるのが自然であること、天平十年という年が疫癘の大流行によって多くの死者を出した年の翌年で若い官人層にも人的パニックがあったであろうこと、橘諸兄が台閣の主班になったことから、家持は内舎人に任官した天平十年に二十二歳であったという。また川口氏は、林田氏の自

進仕人説はこれが一般的ではないこと、家持自身が非、自、進、的、であることをあげて否認した。

私は、天平十年代に内舎人の任期が慶雲三年の格を守って四考制であったか、依然として六考制であったか、どちらかに定めねばならないとは考えない。恐らく四考制を原則とするが、五年の場合も六年の場合もまた十二年の場合も、個人によってありえたのではないか。また私は、『万葉集』巻八、一五九一の左注「以前冬十月十七日云々」を天平十年とすることについて、藤田説のように簡単に否定することもできず、川口説のように簡単に信ずべきだとも言えない。この左注の配列についての十分な検討を経ずして家持の内舎人任官年時は決定できないと、私は考える。

三

『万葉集』巻八の年時の記載は、春雑歌に一、春相聞に一、夏雑歌に一、秋雑歌に十一、秋相聞に三個所で、秋雑歌の部が圧倒的に多い。その年時記事は全て左注で、次の通りである。

- 1 右養老八年七月七日応令（一五一八）
- 2 右神龜元年七月七日夜左大臣宅（一五一九）
- 3 右天平元年七月七日夜憶良仰觀天河（一五二〇）一五二二
- 4 右天平二年七月八日夜帥家集会（一五二三）一五二六
- 5 右四首天平八年丙子秋九月作（一五六六）一五六九
- 6 天平十年戊寅秋八月廿日（一五七四）一五八〇
- 7 以前冬十月十七日集於右大臣橘卿之旧宅宴飲也（一五八一）一五九二
- 8 右天平十一年己卯秋九月作（一五九二、一五九三）
- 9 右冬十月皇后宮之維摩講 終日供養大唐高麗等種々音楽 爾乃唱此歌詞 彈琴者市原王 忍坂王…（一五九四）

10 右天平十五年癸未秋八月見物色作（二五九七―二五九九）

11 右二首天平十五年癸未八月十六日作（一六〇二、一六〇三）

1、4は「山上臣憶良七夕歌十二首」の題詞の下に一括されているもので、その書式も他と異なり、この十二首が独自の資料からここに収録されたことは明らかである。

5以下の中で、元号及び年を記す5、6、8、10、11と、それを記さぬ7、9とは、年を記さぬという違いだけでない、明らかな左注の性格の違いを見ることが出来る。問題の左注はその7である。次に5、6、8、10、11のうち、6のみまた他と異なる。

5、8、10、11の「右何首」または「右」で始まり「作」で結ぶ書式に対して、6はそっけなくただ年月日を記すのみである。5は家持作、8は坂上郎女作、10、11はまた家持作で、これらは家持・坂上郎女の個人の独詠的な作品であるのに対して、6、7は宴席で出席者が次々に詠んだ歌を収録したものであり、8は皇后宮の維摩講において琴の伴奏で歌った歌を一首記したものである。これらは宴や講の席で歌われたものを記録したものという点で共通する。つまり5、8、10、11と6、7、9とは左注の書式の違いのみならず、歌の性格が異なるのである。5、8、10、11などの一群は家持の手元にあった自分の周辺の私生活の中の記録・メモから出たものようであり、6、7、9は対外的な社交の場での歌の記録から出たものである。

問題の7を含むその後者の記録はまた一つであったとは思われない。左注の書き様だけから見ると、6と7、9という二つの別種のメモが考えられるだろう。それらが巻八に収められ配列を与えられるとき、6と7が並び、8を挟んで9と配列されたのは、その時編者が知っていた、あるいは資料によって知り得たその歌の作歌年時によったのである。「以前冬十月」は天平十年と見るべきだと思ふ。

藤田氏は「歌作の年時を重視しての収録とは認めがたい」と言うが、その年時がわかればそれに従って配列しようとしていることは認めねばならないだろう。

天平十年に家持が内舎人であったというこの記載への疑問を、林田氏はこの歌群の題詞及びその冒頭の二首（一五

八一、一五八二の左注に「橋朝臣奈良麻呂」とあることに着目し、「この時橋氏は宿祢であった。天平勝宝二年正月に朝臣を賜っており、ここは後の姓で記していること。『内舍人』も同じ理由から後の官職名を付記したのであろう」という。

『続日本紀』に天平八年十一月十一日、葛城王の臣籍降下の願いが入れられ、同月十七日、橋宿祢を賜ったとある。そして同じく『続日本紀』天平勝宝二年正月十六日の条に「左大臣正一位橋宿祢諸兄賜朝臣姓」とある。林田氏の指摘は正しい。

官職について見るに、諸兄は天平十年正月右大臣を拜し、同十五年五月左大臣を拜し、天平勝宝八年致仕するまで十九年間台閣の頂上にあつた。この左注に「右大臣橋卿之旧宅」とあるのは正しく天平十年十月現在の官名であり、後の官名を記していない。

この歌群の作者は、

橋朝臣奈良麻呂

久米女王

長忌寸娘

内舍人具犬養宿祢吉男

具犬養宿祢持男

大伴宿祢書持

三手代人名

忌許遍麻呂

大伴宿秦池主

内舍人大伴宿祢家持

の十人であるが、官職名を付記したのは内舍人具犬養宿祢吉男と内舍人大伴宿祢家持のみである。

この宴の主人橋奈良麻呂は諸兄の長子で、天平十二年五月に無位から従五位下を授けられ、同年十一月に早くも従

五位上に叙せられ、翌十三年七月大學頭となり、十五年五月には正五位上となっている。家持の「内舍人」が後の官名を記したのなら、奈良麻呂にも「大學頭」と付記することが考えられる。何故「内舍人」のみわざわざ付記したのであろうか。

奈良麻呂は天平十年にはまだ無位であったから無官であっただろう。梶犬養持男は吉男の弟だろう。兄吉男が内舍人なら、弟はまだ無官であったのだろう。家持の弟大伴書持も同じく無官であっただろう。三手代人名と秦許遍麻呂については未詳だが、大伴池主は天平十八年家持が越中守として赴任した時、既に越中掾であった。上国の掾は従七位上相当官で、それより八年前のこの時には未だ付記するほどの官についていなかったことが考えられる。この時、吉男・家持以外は皆無官だったのではないだろうか。

家持の「内舍人」が後の官職名を付記したものであるなら、主人奈良麻呂以下の人々にも付記するはずである。この宴に列したのは、若いまだ無位無官の御曹子奈良麻呂を主人に、まだ官職につかぬ若い連中だったのでないか。その中で吉男と家持だけが、その年から内舍人になったのを誇らしく記したもののように思われる。天平十年、家持は内舍人であったと、私は考える。

四

『公卿補任』宝龜十二年（天応元年）の条及び『大伴系図』に記された家持の養老二年誕生説を、天平十年に内舍人であるためには前年九年に二十一歳以上でなければならぬという令の規定に合わないがゆえに捨て去ってしまったいいだろうか。

『公卿補任』には誤りが少なくないことも事実である。他に頼むべき資料のない年齢などはいたし方なくこの『公卿補任』の記事に依っている現状であろう。例えば橘諸兄の年齢は『続日本紀』のその薨伝に享年の記載がないのだが、葛城王として始めて参議に連なった天平三年、「年四十八歟」とあり、「天武元年甲申生」とある。天武元年は天武十三年の誤りで、恐らく「天武一三年甲申生」が誤写されたのだろう。甲申の年は天武十三年なのである。それから算えると天平三年は四十八歳になる。以来、天平九年五十四、十年五十五、十一年五十六、十二年五十七、跳んで

十五年六十、十六年六十一、跳んで十八年六十三、大きく跳んで天平勝宝二年六十七、同三年六十八、四年六十九、また跳んで同八年七十三、九年七十四（薨時）まで正確に記載されている。この年齢の根拠―原資料は何かわからな
いが、依るべきものがあつたはずである。

天平元年（七二九）から延暦二十五年（八〇六）まで七十八年間の『公卿補任』の記事中に、二年以上にわたって（連続した二年の意ではなく二箇所であればよい）年齢の記載のある公卿は五十五人であつた。その各人の年齢記載に自家撞着を起していないものは三十七人であつた。約六八％である。自家撞着を起している十八人の中には

文屋浄三 69 70 71 73 74 75 76 78 歳

のように途中で狂つたが元へ戻っているものが三例あつた。また、次のように

中臣清曆 60 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 :

藤原田磨 45 45 46 47 48 49 50 51 52 53

初出のところだけ違っているものが二例（二、三箇所しかなくて頭が狂っているものは加えない）であつた。七〇％ぐらいはとにかく辻褄が合っている。

『公卿補任』に享年が記されていて『続日本紀』にも記載のあるものは十九例であつた。その中で合致しないのは吉備真備一例のみであつた。真備は『続日本紀』は八十三歳と記し、『公卿補任』には八十二歳とある。他は『続日本紀』の記事で修正されているのであろうか。しかし例えば大中臣清麻呂は天平宝字七年（七六三）から宝龜六年（七七五）まで十三年間連続して年齢を記し、その後記さぬまま宝龜十二年（七八一）致仕して七年後延暦七年（七八八）没したが、その享年の記載は『続日本紀』と合致している。これなど『公卿補任』は独自の確かな資料に基づいて年齢を記していたように思われる。『続日本紀』の享年から逆算して記したと思えないからである。

家持は『公卿補任』に生年と年齢とを一箇所ずつ記すのみである。生年の記録は、前記調査の範囲で二十七人にあるが、年齢と合致するのは僅か十一人分で、正確度は約四〇％である。家持の場合も第一章に述べたように生年の記載は全く誤りである。しかし年齢の記載はできるだけ生かしたいと思う。

天平九年十二月一日、二十歳の家持が内舎人の候補に選び出される可能性はないのであろうか。

内舍人任官のことを記録されている数少ない例の一人藤原豊成の場合は、『続日本紀』に、天平神護元年（七六五）十一月二十七日右大臣として薨じたことを記し、「養老七年、以_二内舍人_一兼_二兵部大丞_一。神龜元年授_二從五位下_一、任_二兵部少輔_一。」とあって、最後に「薨時年六十二」とある。養老七年（七二三）は二十歳であった。兵部大丞は正六位下相當官であり、内舍人の相當位は六位までであったから、内舍人であつて兵部大丞を兼任することはあり得た。「内舍人を以て、兵部大丞を兼ね」という文句は、豊成がその時既に内舍人であつたかとも思わせるが、この年内舍人に任官したとしても、実に十九歳で候補に選ばれたことになる。

豊成は藤原鎌足の曾孫に当り、不比等の長子武智麻呂の嫡男である。豊成の祖父不比等は正二位右大臣で薨じ、正一位太政大臣を追贈された。父武智麻呂は同じく正二位右大臣で天平九年の悪疫のために薨じ、没する日正一位を授けられ左大臣を拜し、没後太政大臣を追贈された。しかし養老七年には豊成の父武智麻呂は中納言從三位であつたら、これだけでは三位の子であるに過ぎないが、贈正一位太政大臣不比等の嫡孫であることがこの特任となつたのであろう。

軍防令の規定の中の「三位以上子、不在_二蔭限_一」は選拔審査を免除するのみならず、年齢制限についても特別の扱いがあり得ることを示していると解することができる。

家持が生まれる前後和銅・養老年代から天平初年にかけて三位以上であつた氏は、石上朝臣・藤原朝臣・大伴宿祢・粟田朝臣・阿倍朝臣・小野朝臣・巨勢朝臣・多治比真人の八氏であつた。その中でも二位にまで登り得たのは、石上・藤原・大伴・多治比の四氏であつた。その大伴氏の将来の棟梁たるべき家持が、藤原豊成ほどではないにしても二十一歳以前に内舍人に任官することはあり得たであらう。家持の父旅人も祖父安麻呂も大納言從二位までで、大臣には至り得なかつたが、川口氏のことを借りれば、「曾祖父長徳は難波朝の大紫位右大臣であつた。この血筋はやはりものをいつたらう。」

家持は天平十年に内舍人に任官した。年齢は養老二年誕生説により、この時二十一歳であつた。その前年九年の十

二月一日に内舎人候補に選ばれた時、二十歳であった。令の規定より一年早かったのである。

この天平九年は大変な年であった。『続日本紀』は四月の条に九州の諸国に疫瘡が流行して多数の死者を出したことを記しているが、既に天平七年の末尾に「是の歳、年頗る稔らず。夏より冬に至るまで、天下豌豆瘡（俗に裳瘡と曰ふ）を患ひて天死する者多し」とある。豌豆瘡とは俗に裳瘡もがきと言われた恐ろしい天然痘のことである。これは新羅から北九州へ侵入して来たのだった。朝廷ではそれに対する何らの手を打つことなく、翌八年二月には遣新羅使を任命した。遣新羅使の一行は翌九年正月帰朝したが、大使は帰途対馬で病死し、副使大伴三中也病気で一行と共に都へ戻ることができなかった。大伴三中が病癒えて拝朝したのは三月二十八日であった。この遣新羅使の一行も天然痘の蔓延に一役買っているように思われるのだが、天平九年春、天然痘はついに都にも発生した。四月から八月の間に右大臣藤原武智麻呂、中納言多治比良守、参議藤原房前・藤原宇合・藤原麻呂ら政界の枢要な地位にある大官たちが相繼いで没した。六月一日には廢朝して、『続日本紀』は「百官の官人、疫を患ふを以てなり」と記している。また天平九年の末尾に「是の年の春、疫瘡大いに發る。初め筑紫より来れり。夏を経て秋に涉りて、公卿以下天下の百姓相繼ぎて没死するもの計ふあたはず。近代よりこのかた末だこれ有らざるなり」と記している。私は旧稿「大伴家持の生涯」（『万葉集講座』第六卷「作家と作」）に「諸官庁もまた多くのメンバーを失ったであろう。内舎人も例外ではなかったはずである。この年の十二月の内舎人の選考に、家持は候補者として選ばれたと思われる。『令』の規定では内舎人は二十歳以上となつてゐるが、天然痘で人員の減つた内舎人を補充すべく、三位以上の家柄の子弟は一年ぐらい早い者も選ばれる可能性が大いにあるだろう」と書いた。

家持は規定より一年早い任官をしたと、私は考える。